

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その時だけでなく、将来もずっと深く心を傷つけるものであり、重大な人権侵害事象である。全教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じる。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのため、本校では教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすること、生徒一人ひとりの個性を尊重し、「誰もが学校に居場所があり、いじめや不登校がなく、人権を大事に支え合い共に成長できる仲間づくりを進める」を目標に取り組んでいる。特に、ナガサキ修学旅行の学活、年3回の「人権点検デー」は本校の仲間づくりの根幹となる取り組みである。

いじめの未然防止にあたっては、学校・学級の集団で人権を大切にすること、仲間づくりを行い、人権に関する知識をつけ、人権感覚を育む学習活動を推進する必要がある。また、いじめを見たら傍観者とならず、いじめを止めたり、教職員に訴えるなど具体的な行動をとる指導を行う。また、教育相談体制を充実させ、生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるようにする。

いじめは見えないところで進行したり、長期化、深刻化することがある。それゆえ、早期発見のためには、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、教職員が積極的に生徒との面談や声かけなどを通じた情報交換を行い、学年、学校内で情報を共有することにより、早期発見に努める。

いじめが発生した場合、いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、相手の自己変革する姿に、信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。具体的な対応については、(別添)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。例えば、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

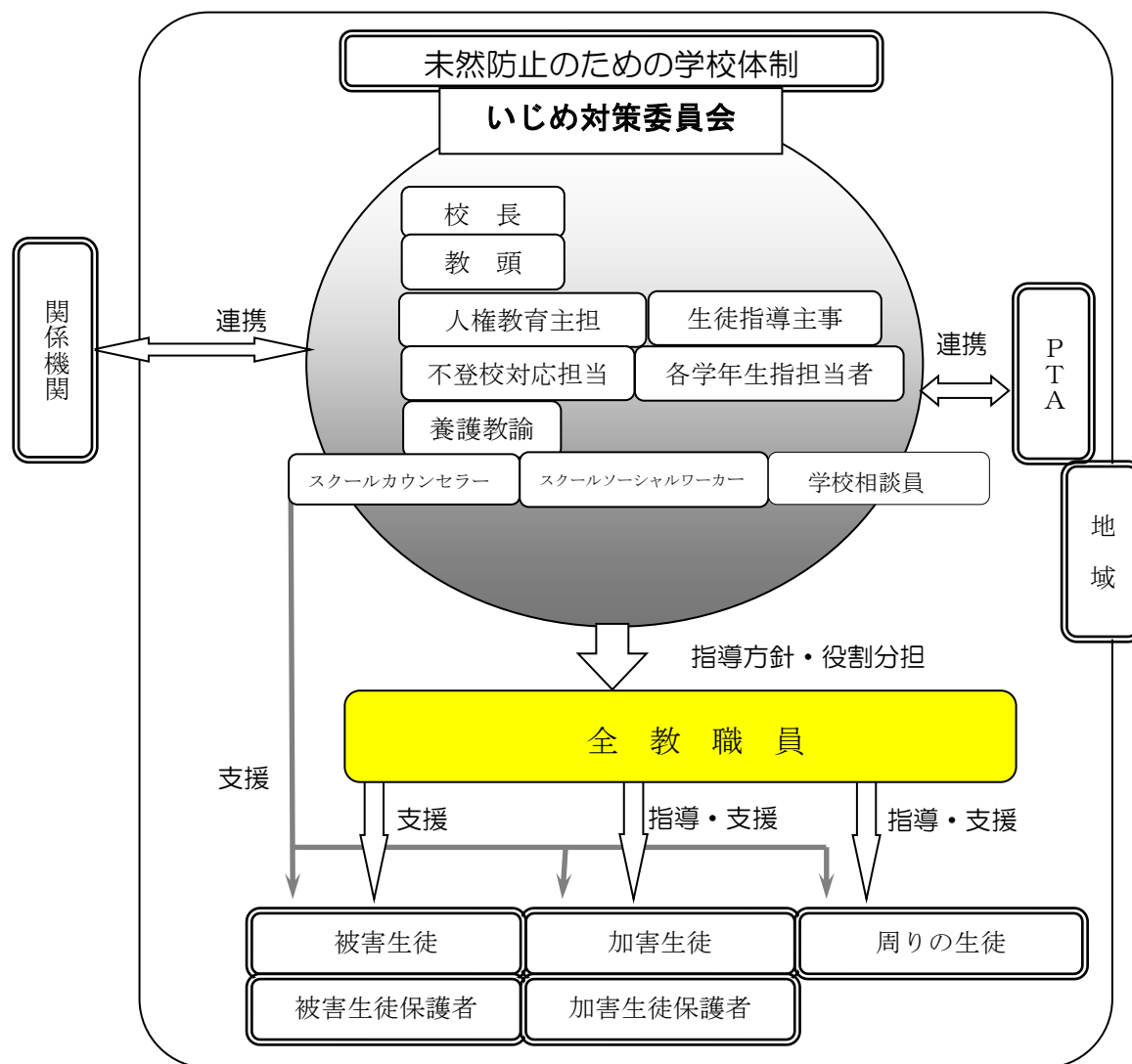
(1) 名称

いじめ対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、教務主任、人権教育担当、生徒指導主事、各学年代表、各学年生徒指導担当者、養護教諭、不登校対応担当（SC）（SSW）（学校相談員〔警察 0B〕）

（ ）内は随時。



(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定
ウ いじめの早期発見と対処
オ 年間計画の企画と実施
キ 各取組の有効性の検証

イ いじめの未然防止
エ 教職員の資質向上のための校内研修
カ 年間計画進捗のチェック
ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

	学校・学年の取組み	いじめ対策委員会の取組み
4月	・生徒、保護者への相談窓口周知 ・第一声 ・人権アンケートの実施（1年） ・授業参観 ・家庭訪問 ・班活動開始	・週1回いじめ対策委員会 ・職員会議でいじめ防止基本方針の周知 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	・第1回いじめアンケート ・教育相談 ・休日参観・クラブ懇談・クラブ参観	・週1回いじめ対策委員会 ・いじめアンケートの分析
6月	・人権点検デー ・修学旅行（3年）	・週1回いじめ対策委員会
7月	・キャリア学習（2年） ・保護者懇談週間	・週1回いじめ対策委員会
8月		・週1回いじめ対策委員会
9月	・第2回いじめアンケート ・合唱コンクール	・週1回いじめ対策委員会 ・いじめアンケート分析
10月	・体育大会 ・教育相談 ・休日参観（ゆめふれあいフェスタ）	・週1回いじめ対策委員会
11月	・人権点検デー	・週1回いじめ対策委員会
12月	・保護者懇談週間	・週1回いじめ対策委員会
1月	・第3回いじめアンケート	・週1回いじめ対策委員会 ・いじめアンケートの分析
2月	・次年度生徒会スローガンの案作成 ・合唱コンクール（1年）	・週2回いじめ対策委員会
3月	・教育相談 ・人権点検デー ・卒業生を送る会 ・卒業式（3年）	・週2回いじめ対策委員会

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、検討会議を開催し、取組みの計画、実施、検証を行う。また、学校評価の評価項目に位置づけ、生徒や保護者、地域関係者等の意見も取り入れ、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。また社会性測定用尺度テストを導入し、学年やクラスの生徒の状況、成長の変化をつかむよう努める。

第2章 具体的な対応・措置

1 未然防止のための対応

- (1) 職員会議などで平素からいじめについての共通理解を図る。
- (2) 道徳や人権学習などを通して自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うとともに、他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (3) 生徒会活動や実行委員活動を通して、生徒ひとりひとりが活躍できる集団を作ることにより、生徒の自己有用感や自己肯定感を育む。
- (4) 道徳や人権学習の中で生徒が自らいじめについて学び、考える。またいじめという枠だけでなく弱い立場の人に対する関わり、自分とは異なるもの、人へのかかわりについてのあり方を学ぶ。

2 早期発見のための対応

- (1) 定期的なアンケートは年3回いじめアンケートを実施し、実態把握に努める。
各学期人権点検デー前に担任との教育相談を行う期間を設ける。
- (2) 欠席が続いている生徒宅へは家庭訪問等を行い、家での変化を直接保護者から聞き取り、変化があればすぐに学校に連絡を入れていただくよう声をかけておく。
- (3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、いじめに関わる相談窓口に周知、スクールカウンセラーの活用を行う。
- (4) 学校だよりにより、相談体制を広く周知する。学校だよりにより適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、保護者や本人の了承のもと共有を図る。共有する場以外での持ち出しを禁じ、個人情報の保持に努める。

3 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わる。
遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに生徒指導担当等に報告し、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

(5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) いじめ行為を繰り返し行う等、他の生徒の教育に妨げがあると認める生徒があるときには、教育委員会に報告または出席停止について意見を具申する。

4 いじめられた生徒又はその保護者への支援

(1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

5 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは絶対やってはならない行為として、自らの行為の責任を自覚させる。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したりはやし立てたりする「観衆」、見て見ぬふりをする「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為はいじめと同じであることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

(2) いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者に関わる中で、学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーと

も連携する。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、掲示板等のURLを控え、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ生徒対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) メール、コミュニケーションアプリを介する不適切な書き込みなどがあった場合、まず学校として該当する部分を画像保存、印刷するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、被害生徒のケア等必要な措置を講ずる。また、拡散を防止するために、保護者の理解協力のもと、速やかな削除などに努める。
- (3) 情報モラル教育の推進については、全校集会等の場面、道徳などの授業、また関係機関（警察署、少年サポートセンター等）、専門機関の協力のもと講話授業などを実施することにおいて進めていく。

8 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身または財産に重大な被害」

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする。

生徒や保護者がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

9 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの条件が満たされていること言う。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること。被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとする。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこといじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることで、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。